

## PC等を活用した重度障がい者等業務選定・就労実証事業業務委託公募説明書

### 1. 請負契約等の概要

#### (1) 請負契約等の件名

PC等を活用した重度障がい者等業務選定・就労実証事業業務委託

#### (2) 請負契約等の内容

- ・PC等を活用して従事することが可能な業務の切り出し・開拓
- ・切り出し・開拓した業務の手順書の作成
- ・PC等を操作する就労者を募集・採用する。
- ・就労者が業務に従事できるよう研修する。
- ・就労者の業務先のシフト調整や報酬支払
- ・マニュアル及び実施報告書の作成

#### (3) 履行期間（予定）

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

### 2. 請負契約等の内容に関する説明

別紙「仕様書」のとおり

### 3. 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

#### (1) 提出期間

令和8年4月10日から令和8年4月23日まで（閉庁日を除く。）  
9時から17時まで

#### (2) 提出場所

福岡市福祉局障がい者部障がい企画課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

電話 092-711-4248

担当 田中

#### (3) 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参、もしくは、配達記録が残る方法で郵送（必着）すること。

### 4. 公募内容に関する質問の受付期間、受付場所及び回答期限

#### (1) 受付期間

令和8年4月10日から令和8年4月23日まで（閉庁日を除く。）の  
9時から17時まで

#### (2) 受付方法

受付期限までに、上記3（2）の提出場所へ直接持参、もしくは、  
郵送（期限日必着）すること。

#### (3) 回答期限

公募内容に関する質問を受けた日の翌日から5日（閉庁日を除く。）

以内に回答する。

#### 5. 参加意思確認書記載上の留意事項

参加意思確認書の提出に際し、下記の資料を「請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類」として一括してまとめ、提出すること。

- (1) 公示日の直近2か年度分の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 市町村税を滞納していないことを証明する書類※
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類※  
※提出日前3か月以内に発行されたもの、写し可

#### (4) 参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書の「4. 公募要件」

に定める障害者職業生活相談員、企業在籍型職場適応援助者（企業在籍型ジョブコーチ）及び在宅テレワークを行っていた障がい者である従業員に関する書類

|                                                      |                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者職業生活相談員                                           | 所轄のハローワークに提出した障害者職業生活相談員の氏名等がわかる書類の写し                                                                                                                                                                   |
| 企業在籍型職場適応援助者<br>（企業在籍型ジョブコーチ）                        | 「企業在籍型職場適応援助者養成研修」の修了証書の写し                                                                                                                                                                              |
| 在宅テレワークを行っていた障がい者である従業員が常時4人以上在籍し、当該従業員のうち重度障がい者である者 | ・別紙1（テレワークを行っていた障がい者である従業員に関する雇用状況計算書）<br>※障がいの区分、従業員の人数のカウント方法は別紙2を参照。<br>・雇用している障がい者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し。ただし、常用労働者が40.0人以上の事業主にあつては、障害者手帳等の写しに代えて、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の控えの写しを添付することができる。 |

#### 6. その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- (2) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付する。
- (3) 公募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けたものは、公募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。